

議事日程(第4号)

令和8年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
- 日程第2 議案第2号 町道路線の認定
- 日程第3 議案第3号 桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定
- 日程第4 議案第4号 桂川町手話言語条例の制定
- 日程第5 議案第5号 桂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第6 議案第6号 桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第7号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第8号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第9号 桂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第10号 桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第13号 令和8年度桂川町一般会計予算
- 日程第12 議案第14号 令和8年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和8年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第16号 令和8年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 令和8年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第16 発議第1号 桂川町不当要求行為等対策条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
- 日程第2 議案第2号 町道路線の認定
- 日程第3 議案第3号 桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定

- 日程第4 議案第4号 桂川町手話言語条例の制定
- 日程第5 議案第5号 桂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第6 議案第6号 桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第7号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第8号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第9号 桂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第10号 桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第13号 令和8年度桂川町一般会計予算
- 日程第12 議案第14号 令和8年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和8年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第16号 令和8年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 令和8年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第16 発議第1号 桂川町不当要求行為等対策条例の制定について

出席議員（10名）

1番 林 英明君	2番 下川 康弘君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 竹本 慶吉君
9番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	藤木 秀臣君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

追加議案の発議第1号が提案されました。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思います。これが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の発議第1号は、会議規則第39条第1項及び第91条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、発議第1号は、日程第15の次に上程いたします。

会期中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

日程第1. 議案第1号

○議長（林 英明君） 議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、令和8年3月31日を限りに、久留米市ほか3町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退するほか、組織の名称変更及び漢字の修正を行うため、本規約を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

審査の結果、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号

○議長（林 英明君） 議案第2号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第2号町道路線の認定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

今回、認定しようとする道路は、民間事業者の宅地分譲開発に伴い、敷地内道路が町へ移管さ

れておりますので、これを町道認定するものです。

当委員会は、現地等を確認し、当路線の認定について、問題ないと判断し、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第3号

○議長（林 英明君） 議案第3号桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第3号桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

桂川町住宅新築資金等貸付事業の特別会計条例の廃止については、住宅新築資金等貸付運用に要した起債の償還が、平成28年度で完了し、その後は貸付金の滞納整理のみを行っていました。平成30年度には、桂川町債権管理条例が制定され、債権整理が進み、予算の縮小にも至っています。県内の45の市町村のうち、半数以上の市町村が既に特別会計を廃止し、県もこれを推奨している状況です。

このたび、これまでの経過や関係者の意見を踏まえ、令和7年度末をもって、桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計を閉鎖し、一般会計に統合するものです。

今後も、一般会計に移行した後も、継続した取組で、債権の回収に努力をお願いします。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（林 英明君） 議案第4号桂川町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、手話を言語として認め、聾者にとっての障壁を解消するための施策を推進しようとする条例です。

これまで、手話が言語として十分に認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、聾者は必要な情報を得ることや、コミュニケーションを取ることも十分にできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。このことを解消するために、手話は言語であると認め、手話に対する理解を広め、共生社会を実現するために、本条例が提起されています。

条例の趣旨には大賛成ですが、文教厚生委員会で、次の文章に対して疑問が出ました。「第5条2項、聾者は町の施策に協力するとともに、手話や手話の意義の普及に努めるものとする」です。聾者に努力義務を負わせることはおかしいのではという意見です。

討議の結果、文教厚生委員会としては、本議案に全員反対です。

なお、本議案については、文教厚生委員だけでなく、議員全員で討議をしました。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本案に対して、3番、柴田正彦議員、9番、原中政廣議員から、議案第4号桂川町手話言語条例の制定についてに対する修正動議が提出されています。

これを本案と併せて議題とし、発議者の説明を求めます。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私は、飯塚市に本条例があることを知っていました。ただ、手話が言語ということに少し戸惑いました。日本語や中国語と同じような言語とは思えません。かつて聾学校に勤められていた先輩の先生がこう言われました。「昔の聾学校は手話を使わせなかった。口話やったばい。」聴覚に障がいがある子にとって、相手の口の動きを見て言葉を読み取ることが、どれほど大変なことでしょう。さらに、返事をするのが、どれほど大変なことでしょうか。障がい者が健常者に近づくように、障がい者に口話を無理強いしていた。今は聾学校でも手話を使います。

先日、「ぼくの名前はラワン」という映画を見ました。ラワンは耳が聞こえません。イラクで暮らすクルド人の少年ラワンは、両親、兄と命がけでイギリスに渡ります。そこで、聾学校に通えるようになり、手話を学びます。手話を覚え、コミュニケーションができ始め、ラワンは表情も明るくなり、家から出て、友達とも元気に遊べるようになります。かつて、ラワンは自分のことをポンコツと言っていましたが、今では元気なやんちゃな少年です。ラワンは手話という言語を手にしたことで、生活が変わっていったのです。

改めて言います。手話は言語です。なお、この作品は、ドキュメンタリー映画でした。

では、修正案について述べます。

桂川町手話言語条例制定案の一部を次のように修正します。

聾者に努力義務を負わせるべきではないので、第5条2項を削除。

それに伴い、5条1項中事項及び事情において、「町の施策という」を削除。

また、第6条は事業者に町への協力を強く求めることになるので、次のように修正します。

事業者は聾者が利用しやすいサービスを提供し、聾者を雇用するときは、働きやすい環境を整備するように努めるものとする。

附則第1項とし、同項に見出しをつけて、施行期日を付し、附則に次の1項を加えます。

検討2、桂川町はこの条例の施行後、施行状況について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

以上、修正案です。御審議をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの発議者の説明に対し、質疑ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 修正動議に賛成の立場で討論をいたします。

柴田議員の説明のとおり、当事者及び事業者に義務規定を明記することは問題と思いますし、2016年に制定された、差別解消を目的とする人権三法、つまり障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、この三法や、福岡県手話言語条例においても、県の責務及び県民の基本理念についての記述はありますが、当事者の義務規定はありません。よって、議案第4号桂川町手話言語条例の制定に対する修正動議に賛成いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りします。修正案に決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、修正案は可決されました。

ただいま柴田議員、原中議員提出の修正案が可決されましたので、修正議決した部分を除く原案について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより修正議決した部分を除く原案について採決いたします。起立により採決いたします。

修正部分を除く部分を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第4号桂川町手話言語条例の制定については、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号

○議長（林 英明君） 議案第5号桂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、いわゆるこども誰でも通園制度に係る新たな給付制度として、乳児等のための支援給付制度が、4月1日から全国的に実施されることに伴い、桂川町の施設において、乳児等通園施設事業を実施するに当たり、受入先となる施設の基準となる条例を制定するものです。

当委員会は、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、議案5号桂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場から討論に参加します。

私は、いわゆるこども誰でも通園制度自体に反対であります。この内容は、国は子どもが主体となる、そういう制度だと言っておりますけれど、上限を10時間と定めたり、行く保育園は園の都合によって、1か所ではなく、定まりません。そんなことで、子どもたちが安心して過ごせるかということが疑問であり、反対の立場です。

今回の5号議案は、それに付随する給付制度の条例であるとの認識から、私は反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今、吉川さんが言われたことは、もっともだと思ってます。ただ、これは1回とおして、そして様子を見ながらしていくしかないとも思っています。幸い町のほうからも手を挙げるところがあり、信頼できると思いますので、私は一旦とおしていきべきだと思うし、今後、今吉川さんが言われたようなことが顕著になるならば、国のほうに意見書を挙げていくというようなやり方を取っていけばいいのかなと思っています。ということで、私は賛成です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第5号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第5号桂川町特定乳児等通園支

援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第6. 議案第6号

○議長（林 英明君） 議案第6号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第6号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、当該選挙に係る選挙運動用ビラ及びポスターの公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、国の基準に合わせて、公費負担限度額を改めるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号

○議長（林 英明君） 議案第7号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第7号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、令和7年8月の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

自動車等の使用者の通勤手当に対し、現行の60km以上を上限とする距離区分に、令和8年4月より、5km刻みに、100kmを上限とする新たな距離区分が新設されたため、国の基準に合わせて、本条例を改正するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号

○議長（林 英明君） 議案第8号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第8号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今回の改正では、令和8年度から開始される、子ども・子育て支援納付金制度に伴う桂川町国

民健康保険税条例の改正です。

本制度は、少子化対策の強化を目的に国が創設したものであり、児童手当の拡充や妊娠・出産支援、育児休業給付の充実など、子ども・子育て施策の安定的財源を確保するため、医療保険制度を通じて、広く社会全体で負担するものです。

これに伴い、国民健康保険におきましては、子ども・子育て支援給付金分を新たに保険税の構成要素として付加する必要があることから、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正し、所要の規定を整理するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、議案8号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。

この8号議案は、2026年4月から、医療保険税に子ども・子育て支援金の名目で新たに追徴するための条例改正であります。子ども・子育て支援制度、これは評価できますけれど、その財源を国民健康保険に追徴する、徴収するということはおかしいと思います。よって、私はこの8号議案に反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第8号を採決いたします。起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第8号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第9. 議案第9号

○議長（林 英明君） 議案第9号桂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第9号桂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今回の改正は、令和7年2月に大船渡市で起きた林野火災を受けて、国が林野火災予防の実効性を高めることが必要と示したことに伴い、飯塚地区消防組合が、火災予防条例の一部を改正しましたので、本町も本条例の改正を行うものです。

林野火災は、一度起きてしまうと大規模になるため、予防することが非常に重要であることから、火入れを行うときの注意を怠ることがないように提言し、当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号桂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号

○議長（林 英明君） 議案第10号桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、いわゆるこども誰でも通園制度に係る、新たな給付制度となる乳児等のための支援給付が4月1日から実施されることに伴い、現行条例で定める過量に関する条項に特定乳児等通園支援を加え、改正するものです。

当委員会は、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、議案10号桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論に参加をいたします。

この10号議案は、もともとあった条例に、5号議案の条例制定に基づき、追加しようとするものです。5号議案でも申し上げましたように、私は、こども誰でも通園制度に反対であり、付随するものとの認識から反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第10号を採決いたします。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第10号桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第11. 議案第13号

○議長（林 英明君） 議案第13号令和8年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時52分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 先ほどは失礼しました。

議案第13号令和8年度桂川町一般会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1款町税において、前年度実績等を考慮し、1.3%の増額計上となっております。給与特別徴収義務者の増や、新築家屋の増加が主な要因であります。

次に、2款地方譲与税から11款地方交付税につきましては、国から示された地方財政計画等を精査・分析した計上がなされています。

次に、18款寄附金では、ふるさと応援寄附金が、前年度の3億円から4億円に増額計上されています。これは、前年度実績等に基づき、受入目標額をより高く見据えられたものです。ふるさと応援寄附金は、魅力ある財源でありますので、さらなる事業推進に期待するところであります。

次に、19款繰入金では、それぞれの基金条例の設置目的に沿った計上がなされています。

財政調整基金繰入金については、このところ増額傾向にあり、本年度も4億円が計上されています。財源不足の圧縮に歳入歳出の両面から取り組み、財政基盤の改善を図る必要性が高まっています。

22款町債は、それぞれ、事業債や起債充当率等を適切に積算した予算計上がなされています。その他の歳入につきましても同様であります。

一方、歳出予算では、2款総務費において、ふるさと応援寄附金事業や、大学等通学定期券購入補助金、行政DX等の関連経費のほか、新規では、証明書類のコンビニ交付に係るシステム導入費や、町長選挙及び町議会議員一般選挙費などの計上がなされています。

次に、3款民生費では、児童手当や国民年金に係る経費の計上。

4款衛生費では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施される、水道基本料金減免事業に係る水道会計繰出金の計上がなされています。

次に、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター関連経費の計上。

6款農林水産業費では、農林業振興費や水利施設改良費等の計上。前年度に引き続き、県営七浦ため池改修工事に係る防災重点農業用施設整備事業負担金や、ため池地震耐性評価委託料の計上されるほか、新規では、認定農業者の農業用機械導入に係る地域農業構造転換支援事業補助金の計上がなされています。

次に、7款商工費では、商工業振興費や消費者行政経費、k e i s e nまちプラザ運営費のほか、国の臨時交付金を活用し、桂川町プレミアム付き商品券よかーけんの発行額を、前年度から倍増して実施、また、住宅改修事業補助金の補助率を10%から30%にアップして実施するた

めの補助金の増額計上がなされています。

次に、8款土木費では、道路インフラの維持管理費や、町道土居瀬戸線及び豆田瀬戸線の拡幅改良事業費、弥栄笹尾2号線の歩道設置事業費のほか、町営住宅椿団地の空家解体事業費が計上されています。

次に、9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や、町消防団活動費等の計上。

11款災害復旧費では、ゆのうら体験の杜、体験実習棟火災復旧事業費の計上がなされています。

なお、住宅新築資金等貸付事業については、特別会計から一般会計に移行するための予算措置が、歳入歳出の両面でなされています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続きまして、柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に関する主なものは、歳入では、13款分担金及び負担金における保育所・学童保育所の保育料や、14款使用料及び手数料において、各種施設使用料等について、過去の実績を基に勘案し、計上されています。

15款国庫支出金や、16款県支出金、22款町債や、その他の歳入などについては、それぞれ事業費や、補助・負担率等を積算し、予算計上されています。

歳出では、3款民生費において、障害者自立支援や、障害児通所支援に係る給付費の伸びが近年著しく、これらの制度の適正執行について、国・県によるチェックを強く訴えていく必要性が感じられます。

新規予算では、高齢者補聴器購入助成給付費や、こども誰でも通園制度の開始に伴う乳幼児のための支援給付費負担金のほか、町立認定こども園整備事業に係る基本実施設計費や、敷地造成工事費、また、総合福祉センター照明LED更新工事などが計上されています。

次に、4款衛生費において、新規予算として、第3期健康増進計画・食育推進計画策定委託料が計上されています。

なお、前年度では、補正予算で対応されていた、新型コロナウイルス接種関連経費については、本年度は、この当初予算に計上されています。

10款教育費の新規予算として、桂川小学校及び総合体育館の照明機器等LED化事業費や、小学校3校のタブレット端末更新費、小・中学校の給食無償化事業費、王塚古墳テーマパーク遊具設置費などが計上されています。

また、本年度から開始された、中学生海外派遣事業費や、大学等への進学に対する給付型奨学金についても、継続して計上されています。

なお、今までも指摘してきたことですが、町の施設、設備管理については、抜本的な改善が必要です。中長期的な視点から、また、全体を見ての廃止や、統合をも視野に入れた施設体制の見直しが必要と思われます。同時に、役場組織の見直しも必要と思われます。

文教厚生委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません。竹本委員長にお尋ねします。

基金のところの説明がありましたけれど、私の認識しているのと、ちょっと聞き間違ったかも分かりませんので、基金のところをもう一度説明していただけないでしょうか。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。基金のところ。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 吉川議員、基金のところというところ……。

○議員（6番 吉川紀代子君） 財政調整基金です。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 財政調整基金……。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時52分再開

○議長（林 英明君） 再開します。

竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 財政調整基金ですね……。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。

午前11時04分休憩

午前11時05分再開

○議長（林 英明君） 再開します。

竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 財政調整基金繰入金については、このところ増額傾向にあり、本年度も4億円が計上されています。財源不足の圧縮に歳入歳出の両面から取組み、行財政基盤の改善を図る必要性が高まっています、ということで御報告しております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 議案第13号の反対討論をいたします。

令和8年度予算において、役場南側に建設予定の認定こども園建設に伴う予算が計上されていますが、反対理由は、土師二区には説明会を実施したとのことですが、土居一区から住民説明会の要望書が提出されているにもかかわらず、土居一区には説明がありません。その要望書の中で、土居一区の方が心配してあるのは、役場南側に認定こども園を造ることによって、役場横交差点にある信号機を中心とした、特に朝の通勤通学の時間帯に大きな渋滞が発生し、自分たちの生活に支障が出るのではないかと心配されていますし、土師二区の方も認定こども園ができることへの理解はされたと思いますが、進入道路付近の道路状況や交通状況まで考えてあったのでしょうか。

そこで提案ですが、今回の新年度予算の認定こども園関係予算を削除し、6月議会で再度提案するために反対していただけないでしょうか。

つまり、4月中に少なくとも土居一区と土師二区の住民の皆さんに車の渋滞や子どもたちの通学路の安全面などの理解をしていただくために、住民説明会を開催し、理解していただいた後、6月議会で執行部が予算を再度提案していただいても遅くはないと思います。今日の議員の皆さんたちの判断が、今後30年40年と続く施設である認定こども園に対して、建設予定地周辺の住民の皆さんの声や意見を建設に生かすためにも、もう少し時間が必要だと思います。よって、議員の皆さんには新年度予算を反対していただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

認定こども園については、交通問題は懸念されますが、総務委員会でもその話が出ました。園を運営していく中で、柔軟に対応していくという答えが出ております。また、否決となれば場所の選定から始まり、工期が遅れ、開園も遅れます。物価上昇の影響で金額も必ず上がってきます。また、土師保育所はあちこちがたがきっていると聞いておりますので、そこまで持つのが心配です。また、懸念していた隣接地の方たちへの説明も終わっているとのことなので、この場所で申し分ないと思われれます。建設することに賛成いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第13号を採決いたします。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第13号令和8年度桂川町一般会計予算については、可決することに決定しました。

日程第12. 議案第14号

○議長（林 英明君） 議案第14号令和8年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第14号令和8年度桂川町土地取得特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当会計の令和8年度予算において、個別事案に係る土地購入費等の計上はありません。例年どおりの存置科目的な予算計上となっております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号令和8年度桂川町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号

○議長（林 英明君） 議案第15号令和8年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田

委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は15億9,989万8,000円で、加入世帯1,737世帯、被保険者2,557名に関する予算です。

歳入の主なものは、国民健康保険税と県支出金です。国民健康保険税は、国民健康保険加入者は減少しておりますが、軽減対象者の所得増等により、前年度と比べ36万8,000円増額の2億1,613万4,000円。県から交付される県支出金は、前年度に比べ1,699万6,000円の減額で、12億4,742万8,000円で計上されています。

歳出の主なものは、保険給付費と国民健康保険事業費納付金です。医療費の支払い等で、桂川町が負担する保険給付費は12億1,606万7,000円で、前年度と比べ1,650万6,000円の減額となっておりますが、桂川町の国民健康保険特別会計の歳出予算の約76%を占めており、さらなる医療費の適正化が必要です。県に納付する国民健康保険事業費納付金は、前年度に比べて951万5,000円減の3億2,795万8,000円が計上されています。

文教厚生委員会は、審査の結果、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、議案第15号令和8年度国民健康保険特別会計予算に、反対の立場から討論に参加いたします。

この15号議案には、新規に子ども・子育て支援名義で追徴税が計上されております。子ども・子育て支援金の財源として国保税から徴収するということはおかしいので、私は反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第15号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第15号令和8年度桂川町国民健康保険特別会計予算については、可決することに決定しました。

日程第14. 議案第16号

○議長（林 英明君） 議案第16号令和8年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は3億1,275万1,000円で、被保険者2,502名に関する予算です。予算の規模としては、対全年度比、約10.4%増、2,950万6,000円の増額となっています。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料の2億580万7,000円と、広域連合等に関する事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の1億404万2,000円です。

歳出の主なものは、広域連合への納付金の2億9,825万5,000円です。

文教厚生委員会は、審査の結果、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、議案第16号令和8年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算に、反対の立場から討論に参加します。

この議案書には、国保と同じように子ども・子育て支援金として追徴計上されております。子ども・子育て支援金の財源を後期高齢者の医療保険に追徴することはおかしいと思います。よって、私は反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第16号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第16号令和8年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算については、可決することに決定しました。

日程第15. 議案第17号

○議長（林 英明君） 議案第17号令和8年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第17号令和8年度桂川町水道事業会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

第2条では、業務予定量を定めています。令和8年度の給水戸数は5,956戸、年間有収水量は128万41m³、1日平均有収水量は3,506m³を予定しています。

当初の第3条では、経営活動に伴う収益及び費用を定めています。収益的収入及び支出の収入においては、水道料金などの収入総額2億1,966万7,000円を予定しています。現年度当初予算比較では、244万5,000円の減額です。主な要因は、使用水量の減少見込みに伴う料金収入の減収によるものです。

また、人件費、動力費、薬品費、修繕費、水質検査手数料、工事請負費等の支出総額としては2億7,716万1,000円を予定しています。現年度当初予算比較では、1,997万5,000円の増額です。主な要因は、委託料、各工事の労務費、材料費の高騰や、薬品費、電気料金等の増額によるものです。

令和8年度では、支出が収入を上回っている状況です。

次に、第4条では、工事請負費や機械装置購入費などを定めています。資本的収入及び支出予算の収入においては、今年度、予定はなく、支出総額は5,691万9,000円を予定しています。現年度比較1,612万3,000円の増額です。主な要因は、水道施設専用回線更新工事及び土師配水池基本設計業務委託料の増額などによるものです。

収入が支出に対して不足している額5,691万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保額資金5,352万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税基本的収支調整額339万4,000円で補てんするものです。

なお、今後の安定した事業運営のため、収支状況を検証していくとともに、施設の改修等も踏まえ、水道料金の見直しを検討するなど、運営の安定化に努めていただくよう切に要望します。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 2点ありますが、一括でいいでしょうか。いいですか。

まず1番目、一般会計のような基金残高と、現在のままでいけば、この基金残高は増えていくかどうか。

2点目は、今後、水道事業施設の建設に伴う財源について、どのような意見が出たのかお知らせ

してください。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 今、大塚議員のほうから2件の質問がございましたが、一般会計のような基金残高と、現在のままでいけば、この基金残高、利益剰余金は増えていくのかということですが、現状のままいけば、数字的にはある程度横ばいでいけるかと思えます。しかしながら、この現状から施設の状況を考えてみますと、これは総務経済建設委員会で頻繁に言葉が出ているのですけれども、数年前から出ておりますけれども、今の施設では持たない。浄水場についても、土師の種因寺の上にある、あそこも土壌が悪いということで、改修もしなければならないということであれば、あわせた形での修理費用というものについては、今の収支の状況からすると到底無理ではないかなというふうに考えています。

したがって、建て替えに伴う起債と申しますか、借金と申しますか、そういうもの考えた上での設計変更というか、新設計というか、そういうものを考えていくべきではなかろうかと。現在幸いにして、水道課のほうでは、この建て替えについての積算といえますか、そういう見積り等も検討しておりますし、収入の補強としては、料金値上げというものも検討していかざるを得ないのではないかとこのように聞いております。

2番目の、今後、水道事業施設の建設に伴う財源について、どのような意見が出たかということですが、もう先ほども申し上げたように、この件につきましては、早くから財源を見つけ出して、現在、水道代が黒字である、これを赤字でもないのに値上げするのはいかなるものかという意見もあることは事実であります。しかし、やはり施設そのものがもう老朽化をしている。それから、立地条件等が災害を引き起こす可能性があるというようなことを考え合わせてみますと、やはり災害が起こる前に事前の手を打つべき必要があるのではないかと、その点については、住民の方からも御理解はいただけるというふうに私どもも考えておりますので、これは執行部、議会一緒になって、町民の方の御理解をいただいて、やはりそういった災害を防ぐ行為に邁進していきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決

することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号令和8年度桂川町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 発議第1号

○議長（林 英明君） 発議第1号桂川町不当要求行為等対策条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。大塚和佳議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 発議第1号桂川町不当要求行為等対策条例の制定について提案いたします。

賛成議員は、桂川町議会議員、原中政廣議員です。

提案理由は、本町では令和7年1月1日施行の桂川町職員のハラスメント防止に関する要項を制定されている目的は、職員間のことであり、近年、執拗に無理なことを要求するハードクレームやカスタマーハラスメントなど、いわゆる不当要求行為等ともとれる言動に対し、統一的な対応が困難な状況となっています。不当要求行為等は、職員の萎縮や精神的苦痛、業務の遅滞を招き、町民の皆さんへの行政サービス提供の支障となるだけでなく、業務の遅滞により、本来対応すべき相談等への対応ができなくなる恐れがあります。

そのため、町に対する不当要求行為等に対し、統一的な対応及び未然防止の体制を整備し、公正な職務執行を確保するため、この不当要求行為等対策条例を制定し、健全な職場環境をつくってほしいと願って、今回の条例の提案理由としております。

また、この条例は不当要求行為等の用語の詳細な定義、具体的な体制や措置、町民等との御理解と御協力等を規定した条例を制定することにより、不当な要求行為等に対して、統一的かつ毅然とした対応を行うことで公正な職務執行の確保をすることができるものとして、この条例文の目的としております。

それでは、条例案の概要について説明いたします。

第1条は、目的ですが、先ほど申し上げたとおりです。

第2条は、用語の定義で、第1号に不当要求行為等を定義しており、そのうちアからエにつきましては、正当な理由なく法令を遵守した公正な職務の執行を妨げる行為について定義しています。また、オからキにつきましては、いわゆるカスタマーハラスメントについての定義をしています。

第3条は任命権者の責務。

第4条は職員の責務で、第1項は説明と理解と協力を得るための努力をしなければならないと規定し、第2項では、不当要求行為等は拒否し、公正な職務の執行及び職員自身の身の安全の確保を図った上で、不当要求行為等が違法な場合、職員とその他の者に危険が及ぶ恐れがある場合については、管理監督者の指示または職員自らの判断により、警察への通報を含む必要な措置を講じることを規定しています。

第6条では町民等の協力として、町民、そして他職務の執行に関する者に対し、職員の公正な職務の執行の確保についての協力を規定し、第7条から第9条は不当要求行為等に対する体制の規定で、第7条では相談窓口の設置を、第8条では個別の不当要求行為等の案件への対応方針や措置を協議検討する機関である対策委員会の設置を、第9条では、対策委員会の対応方針及び措置の調査・審議、町が執るべき措置に関する意見を述べることを所掌する審議会の措置を規定しています。

第11条の第2項では、不当行為要求等の行為者に必要な措置を講じたにもかかわらず、止まない場合や聞き入れてもらえない場合は、氏名または名称、不当行為要求等の内容などを公表することができることを規定しています。

第12条では、職員の保護として、違法または不当な権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置をすることを規定し、第13条では職員等の協力として、不当要求行為等の調査及び審議のために、対策委員会もしくは審議会から説明を求められたときには協力しなければならないとしています。

第14条、委任として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとし、附則については公布の日から施行するものとしています。

以上、桂川町不当要求行為等対策条例の提案理由を説明しました。

なお、この条例案は、飯塚市が制定した条例を基本として作成しており、変更したのは2点で、1点目は第2条の定義（2）の特別職を桂川町の実態に合わせたもの。2点目は、第14条の委任を、今回私が提案できるのは条例のみで、規則等が提案できないため、この条例を可決していただければ運用については執行部が検討して、実行に移しやすいと考え、あえて町長が別に定めるものとしている2点のみです。

飯塚市議会では、この条例案を議員全員が賛成され、令和7年7月1日から施行されていますので、桂川町役場の元職員として、その立場にあったものとして、早急に健全な職場環境を作っ
てほしいとの願いで、この条例案を提案しました。議員の皆さまにおかれましては、この提案の趣旨及び目的を理解していただき、賛成していただきますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。大塚和佳議員の説明に対し、質疑ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 質問させていただきます。

この条例の提案にあたり、執行部との協議はされたのでしょうか。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 昨年の12月議会に、この条例案を提出しようとしておりました、議会運営会という本会議がある前に、会議があったときに提案しておりましたけども、そのときに執行部に考えていただきたいということで提案を取り下げました。また、そのとき12月議会ですけども、そのときに一般質問のときにも、ぜひ3月議会に、このカスハラ条例案を提案してほしいとお願いをしておりました。今回も、今説明いたしました条例案ですけど、2月16日付で議会のほうへ文書を提案しておりましたので、私とすれば当然、執行部へ連絡は行っていたかなと思っていますし、議会が始まる前にも皆さん方のお手元にも行っていたと思いますので、3月議会で私とすれば執行部から、3月議会から提案するので取り下げしてほしいというふうな要望があったのがなかったので、今回この議案を提案させていただきました。一応それでよろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ちょっと確認があります。実は桂川町職員のハラスメント防止に関する要綱というのがあるということを知りませんで、大塚さんが言われる中で初めて分かった。それを見ましたら、なんと2024年12月24日、クリスマスイブのプレゼントでこれが出されたのかもしれませんが、これをこうありまして、さらに桂川町不当要求行為等対策条例を今回出すということが、なんでこの2つもいるのかなというのが私の最初の疑問でした。

それで、その要綱があるということで見ました。1年半前に出されたんだけど、なんで議員が知らないかと言ったら知らないんです。なぜならば、この要綱は役場内におけるハラスメント、職員間でのという感じでした。だから、私たちは知らなかったと思います。今度のをかなり長いんですが見ましたら、要は、よくあちらこちらで行われている役場職員が町民もしくは業者、また他の方によって行われるハラスメントから職員を守ろうとするものだというのが分かります。つまり、全然別のものだったということが分かりました。今回面白いのは、面白いと言ったらいけないな、気づいたのは、町長や副町長、教育長も受けるかもしれないから、そこの防止まで含まれている。実は、桂川町職員のハラスメント防止条約に関する要綱の中には、町長がどっちの立場か書いていない。僕は一般質問で言ったように、町長や議員というのはハラスメントを起こす立場に置かれていると思っています。起こしがちな立場。意識しなかったら起こっている。実際に起こっている例も私としては出したつもりです。ですから、何でこれに要綱に入っていないかなとも思いながら疑問だったんですが、今回これが入っているということで、これ大事だなと思いました。

僕は、これは、だから質問としては、私が言ったように、あくまでも1年半前に出された桂川町職員のハラスメント防止に関する要綱は職員間のこの中だけのものだから、この職員を守るために、この新しいハラスメント対策条例ということでよろしいのでしょうか。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 柴田議員が言われるように、やはり私も一番最後に申し上げましたように、ハラスメントを受けたといいますか、今ここに課長さんたちもおられるから、少なくとも何件かはあったと思いますので、そういうことが防止というか、予防なればと思って出しておりますので、今柴田議員が言われるように、先ほど言われた職員の桂川町職員のハラスメント防止に関する要綱と全然別、というふうな理解をいただければありがたいです。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。吉川議員。質疑。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私も要綱は見せていただきました。つい最近できたんだということを知り、恥ずかしいと思いました。それで、この要綱は職員同士であるということも今回初めて知りました。やはり今、町民、住民から町の職員に対して不当な行為が行われるという現実もあるということも私も分かります。

それで今回、その要綱とは違う、別の条例ということであげるんだということで認識しております。いいかなということです。賛成です。

○議長（林 英明君） 質疑ですよ。

○議員（6番 吉川紀代子君） そういうことです。

○議長（林 英明君） 討論ですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） 討論、ごめんなさい。

○議長（林 英明君） 早かったね。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。北原議員。

○議員（7番 北原 裕丈君） 反対討論いたします。

必要性は分かりますが、執行部や議会に説明や協議がないのがおかしいと思い、反対いたします。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 私賛成です。

今、執行部との相談ということなんですが、初めて気がついたんですけどね、こうした条例の制定、発議あたりは、必ずしも執行部と相談して作らなければならないというものではないと思います。自分たちは発議して、これがいいと思えば、それも今からどんどん議会で、例えば、執

行部がいろんな提案しますけど、全部議員に相談していますか、してないじゃないですか。我々がするときは何もかも相談しなさいと。逆に執行部がするときは、これはもういろいろな考え方ありますけれども、私は議会運営としては、今急に聞いたからびっくりしたんですけども、そういうことじゃないで、自分の提案は、やはり正しければ発議とか、いろんな条例の制定はやっていくべきだろうと思います。それで、賛成いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 反対討論させていただきます。

桂川町不当要求対策条例、私はこの職員を守る必要性に関しては賛同いたします。しかし、本条例は住民の声の受け止め方にも関わる重要なものだと思うんです。これを議会側が出すというのは、私はまず1点、執行部側、飯塚市の場合は執行部が出しています。議会から出すというのはいかがなものかと。私たちは住民の代表で来ているわけですから、住民が悪いと思うのは、ちょっとどうかなというのが1つあります。

それと、運用を担う執行部と十分な協議がなされないまま、条例制定だけを先行させることには懸念があるということです。職員を守るためのものが、逆に職員を困らせることになるんじゃないかなと。動くのは議会じゃないと思うんです。職員側が何かしていかないといけないと思う。それと、本条例の交付日から施行するとなっています。相談窓口、対策委員会、審議会など、詳細な運用が決まっていない中での即施行は、かなり無理があると考えます。

先ほどから飯塚市の例が出ていますけども、飯塚市は3月に条例を決めて、実行したのが7月です。その間に周知徹底、住民の方に対してですね。それも含まれての施行でした。一方、現在、今執行部においても、本町の実態に合わせた仕組みをつくろうと条例制定の準備が進められていると聞いております。

だからこそ、議会としては拙速に制度化するのではなく、その取組を見守り、必要な協力をしていく姿勢も重要ではないでしょうか。この条例は作るのではなく、納得して運用されることが重要です。趣旨に賛同するからこそ、この進め方には賛成できないので、反対いたします。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 幾つかおかしいなと思って、整理できんづくですが、いいならば、いい方向でこういうふうを増やしていきましようという形がいいだろうと思います。別に、住民が悪いからとか全く言ってない。住民は役場に対して適正に態度をとってくださいと言っているだけの話で、当たり前のことです。議員が適切に職員にあたれと僕が言っているのと同じです。

それから、二代表制を考えたときに、それは原田さんが言われたとおりです。僕らは予算のチェックと、こういった施策の条例等の提出、これは一番の僕らの責任だと思っています。そして、先ほど今言われた執行部が考えているという話を聞いていない。一般質問で言われましたか

ね、回答で。こういうことでしていますと総務には相談されているのかな、担当か。総務経済建設委員会にはあったのかもしれないが、いや、これは全体の議員に言わないとでしょう、それこそ。そして僕は言われたとおり、一体で進めていったほうが良いと思っています。当たり前です。じゃあ、そのために総務経済建設委員会は何したんですか。ようやく出したのにけちつけてるだけなんですか、違いますよね。今後どうするかまで述べてください。そしたら、私は同じ、もう少し見て、一緒にやってみましょうと言えます。ただ、現在までそれが総務経済建設委員から提起されたことは、私は一度も聞いてない。大塚さんから出の中で、ようやくその動きになったこと、非常にうれしいです。執行部も考えていたと初めて聞いて、物すごうれいす。これがもっと前に全体で話す場にならなかったのが悲しいです。出た段階で、そんな状況があるというのは、アリバイ作りでしかないと思っています。長くなりましたが、言われていることは分かるところ、分からんところがある。反対のための反対しか思えないところもあるので、大塚さんの案に賛成、ここはします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより発議第1号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立少数であります。したがって、発議第1号桂川町不当要求行為等対策条例の制定については、否決することに決定しました。

○議長（林 英明君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和8年第1回桂川町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

副 議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員